

## 第1章 計画の概要

### 第1. 計画の目的

#### 1. 計画の目的

東京都文化財保護条例第3条、第6条に基づき、文化庁の定める指針等に準拠し、洋館を除く旧前田侯爵家駒場本邸について、その文化財としての現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、文化財としての価値を持つ部分、所有者や管理者が自主的に保存・活用のために行うことのできる範囲を明らかにします。

#### 2. 計画区域

本計画の計画区域は、旧前田侯爵家駒場本邸の東京都指定有形文化財指定区域のうち、目黒区の管理下にある部分（洋館及び渡廊下の鉄筋コンクリート造部分、財団法人日本近代文学館を除いた敷地全体）とします。

### 第2. 文化財の概要

#### 1. 東京都指定有形文化財（建造物）の名称および員数

旧前田侯爵家駒場本邸 7棟

- ・洋館 附 庭門1棟、塀1基、棟札1枚
- ・和館 附 棟札1枚
- ・渡廊下
- ・茶室待合
- ・和館門・塀
- ・門衛所
- ・正門・塀
- ・宅地

#### 2. 所有者（管理者）

- ・洋館、門衛所：東京都（東京都教育委員会・目黒区）
- ・和館、渡廊下、茶室待合、和館門・塀：国（目黒区）
- ・正門・塀：目黒区
- ・宅地：国（目黒区）、目黒区

<旧前田侯爵家駒場本邸位置図>



### 第3. 文化財保護の経緯

旧前田侯爵家駒場本邸は、昭和4年に洋館が竣工、昭和5年に和館が竣工されました。終戦後はGHQに接収され、接収が解除された後、昭和42年7月26日に東京都立駒場公園として開園、昭和50年には目黒区立駒場公園として開園しました。

本文化財は、今なお広大な敷地形状を留めるとともに、創建時の居住・迎賓施設とその関連施設を残す貴重な遺構であることから、平成3年3月8日に洋館が「旧前田侯爵邸洋館」として東京都指定有形文化財（建造物）に指定、平成20年3月26日には、和館他5棟と宅地が追加指定され、名称は「旧前田侯爵家駒場本邸」に改められました。

（平成20年3月26日付 東京都教育委員会告示第12号）

< 配置図及び所有区画図 >

